

## 第29表 刑法犯等の重点犯罪

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯等の認知・検挙状況

罪 種	平成 29 年				前	
	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)	認知件数	
<b>総 数</b>	<b>1,438</b>	<b>1,284</b>	<b>1,213</b>	<b>89.3</b>	<b>△88</b>	
重要犯罪	殺人	99	104	98	105.1	18
	強盗	351	319	358	90.9	△51
	侵入強盗	77	76	83	98.7	-
	非侵入強盗	274	243	275	88.7	△51
	放火	69	55	41	79.7	△6
	強制性交等	173	167	176	96.5	35
	強制わいせつ	714	606	509	84.9	△87
略取誘拐・人身売買	32	33	31	103.1	3	
<b>総 数</b>	<b>7,435</b>	<b>5,774</b>	<b>1,102</b>	<b>77.7</b>	<b>△241</b>	
重要窃盗犯	侵入窃盗	5,237	4,855	851	92.7	7
	うち)空き巣	2,074	2,203	245	106.2	△97
	うち)忍込み	438	515	61	117.6	27
	うち)居空き	169	102	29	60.4	1
	うち)金庫破り	198	140	56	70.7	18
	うち)事務所荒し	407	356	82	87.5	△20
	うち)出店荒し	1,086	812	148	74.8	72
	重要非侵入窃盗	2,198	919	251	41.8	△248
	自動車盗	203	358	63	176.4	△106
	ひったくり	382	337	86	88.2	△4
すり	1,613	224	102	13.9	△138	
<b>主要知能犯</b>	<b>-</b>	<b>704</b>	<b>765</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	

数値：刑事総務課（主要知能犯<sup>※脚注5</sup>は、捜査第二課の手集計による。）

(2) 暴力団犯罪の検挙・送致状況

罪 種	平成 29 年			前	
	検挙件数	検挙人員	うち)構成員	検挙件数	
<b>総 数</b>	<b>5,826</b>	<b>3,717</b>	<b>1,162</b>	<b>△1,433</b>	
刑法犯	<b>総 数</b>	<b>3,683</b>	<b>2,189</b>	<b>782</b>	<b>△1,176</b>
	うち)凶悪犯	80	102	32	△25
	うち)暴行・傷害	578	636	226	△230
	うち)恐喝	120	177	124	△38
	うち)賭博	7	49	7	△19
特別法犯	うち)窃盗	1,550	327	61	△32
	<b>総 数</b>	<b>2,143</b>	<b>1,528</b>	<b>380</b>	<b>△257</b>
	うち)銃刀法	48	38	21	△17
	うち)売防法	26	30	-	△6
うち)大麻法・覚取法	1,500	997	276	△96	

注1 刑法犯については第30表の脚注を参照のこと。

2 強制性交等については第31表の脚注を参照のこと。

3 認知件数とは、警察において発生を認知した刑法犯の事件の数をいい、事件の発生地を管轄する警察署の認知件数とする発生地計上方式を取っている。刑法犯の検挙件数及び検挙人員については第33表の脚注を参照のこと。

4 平均対比とは、過去5年間の平均との比較である。

数値：組織犯罪対策第四課

# 認知・検挙状況

年 比			平 均 対 比			
検 挙 件 数	検 挙 人 員	検挙率(ポイント)	認 知 件 数	検 挙 件 数	検 挙 人 員	検挙率(ポイント)
<b>△34</b>	<b>38</b>	<b>2.9</b>	<b>△298</b>	<b>△17</b>	<b>70</b>	<b>14.4</b>
23	26	5.1	△5	△1	△5	4.1
△45	△36	0.4	△114	△57	△34	10.0
18	28	23.4	△48	△22	△5	20.3
△63	△64	△5.5	△66	△35	△29	6.9
2	△1	9.0	△17	△3	△4	12.3
18	19	△11.5	3	8	33	3.0
△38	24	4.5	△176	22	71	19.3
6	6	10.0	12	14	8	8.1
<b>31</b>	<b>△61</b>	<b>2.9</b>	<b>△2,831</b>	<b>△1,485</b>	<b>△129</b>	<b>7.0</b>
36	△17	0.6	△1,604	△998	△31	7.1
276	△22	17.4	△788	△441	△43	13.8
35	△4	0.8	△192	△152	1	11.7
△9	6	△5.7	△78	△60	△5	△5.2
△13	11	△14.3	△64	△47	15	△0.7
△23	19	△1.3	△247	△166	△5	7.7
△241	△29	△29.0	△191	△153	△3	△0.8
△5	△44	4.0	△1,227	△487	△98	0.7
79	6	86.1	△254	△41	△1	89.1
91	8	24.5	△307	△278	△19	△1.1
△175	△58	△8.9	△666	△168	△78	△3.3
<b>124</b>	<b>133</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>24</b>	<b>△6</b>	<b>-</b>

年 比		平 均 対 比		
検 挙 人 員	うち) 構 成 員	検 挙 件 数	検 挙 人 員	うち) 構 成 員
<b>△1,032</b>	<b>△292</b>	<b>△825</b>	<b>△977</b>	<b>△317</b>
<b>△879</b>	<b>△312</b>	<b>△808</b>	<b>△849</b>	<b>△310</b>
△19	6	△25	△23	3
△238	△23	△123	△139	△29
30	27	△52	△16	△4
△20	△5	△10	△11	1
△128	△17	△107	△129	△19
<b>△153</b>	<b>20</b>	<b>△17</b>	<b>△128</b>	<b>△8</b>
△6	9	△23	△11	2
2	-	△78	△37	△2
△18	1	150	56	-

5 重点犯罪とは、重要犯罪、重要窃盗犯、主要知能犯及び暴力団犯罪をいう。

6 重要犯罪とは、凶悪犯に強制わいせつ及び略取誘拐を加えたものを、重要窃盗犯とは、侵入窃盗及び重要非侵入窃盗（自動車盗、ひったくり及びすり）を、主要知能犯とは、賄賂犯罪、政治的不正事犯、企業犯罪、被害額1千万円以上の詐欺、横領、背任等及び社会的影響の大きい重要特異な犯罪をそれぞれいう。

7 特別法犯の検挙件数、検挙人員は、それぞれ送致件数、送致人員の数値である。